

木城町高齢者補聴器購入補助金交付要綱

令和8年4月1日
福祉共生課

(趣旨)

第1条 町は、聴力機能の低下により友人や家族等とコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、コミュニケーションを確保するとともに、聴力低下による閉じこもりを防ぎ、もって高齢者の積極的な社会参加を支援し、高齢者の認知症予防及びフレイル（虚弱状態）予防を図ることを目的とし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和48年木城町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、補聴器を必要とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している満65歳以上の者であること
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていないこと。
- (3) 両耳聴力が40dB以上70dB未満の中程度難聴であって、耳鼻咽喉科を標榜する医師（以下、「医師」という。）により、聴力機能の低下のため日常生活を営むのに支障があり、補聴器の必要性を認める医師意見を徴することができること。ただし、医師が両耳又は片耳の聴力が40dB未満だが補聴器使用の必要性を認めた場合も対象とする。
- (4) 町税等の滞納がないこと。
- (5) 補助金を受けようとする者が、既にこの要綱による補助金を受けていないこと。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、1台分の補聴器購入費用の額（消費税及び地方消費税を除く。）の2分の1以内とし、5万円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 診察料や送料等は、補聴器購入費用から除くものとする。

(補助金の申請等)

第4条 補助金を受けようとする者は、補聴器を購入する前に、補助金交付

申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 第2条第1項第3号の要件を証する医師意見書（様式第3号）
- (4) 同意書（様式第4号）
- (5) 医療機器認定を取得した補聴器販売店が発行した見積書
- (6) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助することと決定したときは、補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第5条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補聴器を購入した日から30日以内に補助事業実績報告書に領収書（補聴器本体及び付属品の金額、補聴器の購入日並びに販売店舗名が確認できるもの）及び保証書（型番及び補聴器販売店の記載がされたもの）の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第6条 町長は前条の規定による実績報告があったときには、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知するものとする。

（補助金等の額の確定）

第7条 前条の規定により補助金の交付額決定の通知を受けた交付決定者は、補助金請求書を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 この補助金は、精算払いより交付する。

（補助金の交付決定の取消し）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。ただし、町長がやむを得ない特別な事業があると認めるときはこの限りでない。

- (1) 補助金の交付日までに第3条に規定する要件を備えなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、補助金等取消通知書により交付決定者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに交付した補助金があるときは、補助金の交付決定を取り消した

者に補助金等返還命令書により補助金の返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。